

電子行政先進各国の取組状況の比較 (1 / 2)

	推進体制、法制度等	国民・企業共通コード (府省等横断的な単一のコード)	主な電子行政サービス	先進的サービス(ワンストップ・My Page等)		その他
<p>デンマーク※1</p> <p>・人口 550 万人 ・ネット普及率※2 64% ・国連ランキング ※3 2 位 ・EUランキング ※4 15 位</p>	<p>◆eGov board (国・地方政府の役人で構成) が政府全体の政策を立案</p> <p>◆推進母体は科学技術省の外局の IT & Telecom 庁。事務局として財務省傘下に推進組織としてデジタルタスクフォースを設置。</p> <p>◆<u>国民・企業は行政機関からの書類を紙で受け取ることを拒否できる権利</u></p> <p>◆行政機関調達時の企業からの請求書の電子化を義務化等、法律で規定</p>	<p>◆<u>国民IDあり (40 年前に社会保障を目的としてスタート)</u></p> <p>⇒個人情報保護法、データ保護庁 (判事などから構成) が独立機関として監視</p> <p>◆<u>企業IDあり</u></p>	<p>◆<u>個人・企業別ポータルサイトを設置し、サービスを展開</u></p> <p>◆市民ニーズにより、行政手続の標準化が促進</p> <p>◆引越の際、自治体で住所変更を行うと、各行政機関や一部の民間企業 (金融機関) に、変更情報が送信され、手続きが簡略化</p>	<p>◆<u>ワンストップで全ての行政情報へのアクセス可能</u></p> <p>◆<u>国・地方の行政手続きを全てを電子化予定 (2012 年まで)</u></p> <p>◆<u>My Page 近々スタート (2008 年)</u></p> <p>⇒出産育児に必要な手続きをワンストップ化し告知型サービスを提供 (税金・助成金申請・病院予約情報等)</p>	<p>◆評価はデジタルタスクフォースが統計的に実施</p> <p>◆地方分権が進んでおり契約に基づき役割分担。</p> <p>◆また、<u>デジタルタスクフォースが財務省にあること</u>で、府省や自治体との合意形成に有利</p> <p>◆公共コストは GDP の半分以上であり、高齢化とあわせて効率化が重要</p>	
<p>ベルギー</p> <p>・人口 1050 万人 ・ネット普及率 50% ・国連ランキング 24 位 ・EUランキング 14 位</p>	<p>◆<u>情報通信省 (2002 年～) が電子政府の計画 (政策・システム等) を立案</u></p> <p>◆<u>個人データ・プライバシー保護法・電子署名法・公共部門情報の再利用法等の法整備</u></p> <p>◆各府省への強制力なし (府省と交流により、府省から提案が拒否されたケースは無い)</p> <p>◆デジタルデバイスへの対応、IT 導入前の業務簡素化チェック等に関し法律で規定</p>	<p>◆<u>国民IDあり (建国以来導入)</u></p> <p>⇒個人データ保護は、議会 (プライバシー委員会) から厳しく監視をうける</p> <p>◆<u>企業IDあり</u></p>	<p>◆<u>医療費還付、年金手続きをバックオフィス連携で簡素化</u></p> <p>(手続フォーマット 800⇒210 種へ削減)</p> <p>◆デジタルデバイス対応のため窓口業務は紙も並存したマルチチャネルで対応し、バックオフィス業務はすべて電子にて対応</p>	<p>◆<u>財務省 My Page</u> : 財務省とのやり取りの履歴情報、納税時期、近隣窓口・担当者の閲覧可</p> <p>◆軽犯罪 (自転車盗難他) のネット申告 (保険会社と連動)</p> <p>◆電子納税、大学への登録、住民票受付等をワンストップ化</p>	<p>◆<u>業務簡素化委員会による BPR を徹底</u></p> <p>◆PC、カードリーダー普及が課題</p> <p>◆<u>発案～運用までのリードタイムの存在が重要</u></p> <p>◆2 年毎にユザニ調査で政策を評価</p> <p>◆<u>企業に 2300 億円の経費削減効果</u></p>	
<p>エストニア</p> <p>・人口 134 万人 ・ネット普及率 58% ・国連ランキング 13 位 ・EUランキング 8 位</p>	<p>◆<u>政府主導で国民に説明し理解を得て、歴代の政権が一環して ICT を推進</u></p> <p>◆政府主導で国民がインターネットを利用できる環境を整備することにより、電子閣議、電子投票など新たな動き</p>	<p>◆<u>国民IDあり。全国統一した ID カード (eID) が存在している</u></p> <p>・15 才以上に義務化 ・普及率 76%</p>	<p>◆①市民向け、②企業向け、③公務員向けの 3 種類のポータルを構築。</p> <p>◆銀行サービスにサインすると、行政手続きにそのままアクセス可能。<u>行政サービスと金融機関等の民間サービス間の認証等での連携可能</u></p>	<p>◆データ交換基盤「X-ROAD」経由で行政機関の間で情報共有がされている</p> <p>◆ポータル以外でも自己データの利用が可能であり eID カードをパスポート・健康保険証・免許証の代用として利用可能</p>	<p>◆<u>自己に関する行政データのアクセスを管理できる</u></p> <p>◆TOM (政府への発議) システムを構築し、国民が立法過程への自由な参画ができる。</p>	
<p>オーストリア</p> <p>・人口 800 万人 ・ネット普及率 57% ・国連ランキング 8 位 ・EUランキング 1 位</p>	<p>◆<u>デジタルオーストリア (IT 戦略本部)、傘下の連邦 ICT ネット (府省 CIO で構成)、e-cooperation ネット (経済界自治体で構成) が推進</u></p> <p>◆電子行政法、電子署名法、情報保護法等、<u>eGov 推進のため関連法規整備</u></p> <p>◆電子書類の受領拒否を法律で禁止</p>	<p>◆<u>国民IDあり。但し、個人情報保護の観点から、バックアップで利用サービス毎に電子的に変換されるしくみとなっている</u></p> <p>⇒データ保護委員会により監視</p> <p>◆<u>企業IDあり</u></p>	<p>◆<u>各種証明書を eID (カード) で申請し、受け取ることが可能。</u></p> <p>◆市民へ E-mail 通知と申請状況の電子的確認が可能</p> <p>◆連邦レベルで 1 つの電子書類管理可能、地方と共通様式のため連携可</p>	<p>◆<u>ポータルサイト</u></p> <p>ライブラリ別 (約 200 分類) に情報入手、申請等可能 (www.heip-gv.at)</p> <p>* EU より優秀賞受賞 (2003 年)</p>	<p>◆成功のポイントは、全体像を描いた上で政治、経済界を巻き込んだこと</p> <p>◆中央行政 CIO として明確に一人選任 (大学教授)</p>	
<p>フランス</p> <p>・人口 6300 万人 ・ネット普及率 51% ・国連ランキング 9 位 ・EUランキング 6 位</p>	<p>◆<u>国家近代化総局 (行革本部の位置付け) が計画を策定し、府省が実行</u></p> <p>* 電子行政戦略 (~2012 年) を近々公表 (サルコジ大統領より発表予定)</p> <p>◆「情報と個人に関する法律」(78 年) により個人情報の取り扱いを規定 (国民の政府への信頼感が強い)</p>	<p>◆<u>国民IDなし (身分証明書番号はあり)</u></p> <p>⇒個人情報保護の観点から、行政機関、サービス単位で ID を付与</p> <p>◆<u>企業 ID なし</u></p>	<p>◆紙も並存したマルチチャネルで電子化を推進</p> <p>◆<u>医療費還付手続きの簡素化しコスト削減効果大</u></p>	<p>◆引越の際は税務署への電子的届出で、関連事業者に自動通知 (利用率 25%)</p> <p>◆<u>個人ポータル (マイ公共サービス) 開始</u></p> <p>◆「デジタル金庫」によるワンストップ型サービスをスタート予定</p>	<p>◆官僚制が強く、縦割り行政だが、<u>近代化総局のリーダーシップでバックオフィス改革を推進</u> (大統領の方針)</p> <p>◆府省横断的プロジェクト外の予算は総局が確保 (それ以外は府省個別)</p>	

※1 日本経団連は、昨年 5 月にエストニア等、本年 3 月に韓国、10 月に欧州 (EU 本部、デンマーク、ベルギー、フランス、オーストリア) ヘミッションを派遣し、各国の電子行政の状況を調査した。表中の電子行政先進国に係る記述は、主にミッションの調査結果に基づくものである。

※2 ネット普及率は、国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) のインターネット普及率データ (2007 年) に基づくものである。

※3 国連ランキングは、国際連合 (United Nations) の調査資料 (UN E-GOVERNMENT SURVEY 2008) に基づくものである。

※4 EU ランキングは、欧州連合 (EU) 欧州委員会の調査資料 (The User Challenge Benchmarking The Supply Of Online Public Services 2007) に基づくものである。

※5 カナダの電子行政先進国に係る記述は、EABuS (特定非営利活動法人東アジア国際ビジネス支援センター) の調査資料を参考にし、インターネット等の調査情報を付加したものである。

電子行政先進各国の取組状況の比較（2/2）

	推進体制、法制度等	国民・企業共通コード (府省等横断的な単一のコード)	主な電子行政サービス	先進的サービス(ワンストップ・Myページ等)	その他
<p>カナダ※5</p> <p>・人口 3250 万 ・ネット普及率 77% ・国連ランキング 7 位</p>	<p>◆首相がインシティブのもと、電子政府大臣が総指揮者とするトップダウンの体制で実施</p> <p>◆政府オンライン委員会は、共同議長に民間委員が就任し、ビジネス関係の団体や学術関係の団体の代表者等も参加</p>	<p>◆国民IDなし。 ⇒社会保障番号と使い捨てのIDを用いて税務申告（確定申告等）を実施。PKIは国民の利便性を考え、強要していない。</p>	<p>◆①カナダ国民向け、②非カナダ国民向け、③企業向けの3種類のポータルサイトを構築</p> <p>◆<u>連邦政府・州政府・地方自治体共通のデザイン・サービスメニュー</u></p>	<p>◆国民向けポータルは、利用者視点で「健康」「税金」など、日常生活のイベントごとに手続きが可能</p> <p>◆企業向けポータルは「企業」「税金」「労務管理」など、10カテゴリに分かれ、情報入手から申請登録まで手続きをワンストップに実現</p>	<p>◆<u>既存業務をただ電子化するのではなく、オンライン以外のアクセス窓口も一本化するなど業務改革を推進</u></p> <p>◆連邦・州・自治体すべてを対象としている</p>
<p>韓国</p> <p>・人口 4859 万人 ・ネット普及率 74% ・国連ランキング 6 位</p>	<p>◆大統領が「電子政府 31 重点課題」(公約)を掲げ、直轄組織の政府革新地方分権委員会主導により、2007 年に目標の98%を達成。2008年に行政安全部にて次世代電子政府構築計画を策定</p> <p>◆電子政府法(2001 年制定) (行政機関の文書業務は電子文書を基本することを明記)</p>	<p>◆国民IDあり。住民登録番号が存在している ⇒住民登録番号でインターネット上の政府の電子申請・入札、金融機関等あらゆるサービスを利用可。最近、リカ回避からネット専用 ID(I-PIN)を発行</p>	<p>◆ホームタックスサービスは、電子納付申請・申告・結果確認ができ、<u>法人税97%、所得税75%と高い利用率</u></p> <p>◆インターネット交付サービスは、<u>住民票、不動産登記簿謄本など、自宅や職場で出力することが可能</u></p>	<p>◆引越の際、住民票の書き換えだけで、自動車登録書、国民保険、年金等の住所を一度に変更可能</p> <p>◆<u>国民負担となる申請時に必要な添付書類を撤廃するため、「情報共有センター」を設置。</u>現在 66 種類DBを共有。今後、銀行と連携。</p>	<p>◆<u>民願処理オンライン公開システムを構築し、リアルタイムで行政手続の進捗状況を確認。</u>業務処理過程の制度化、不透明な裁量行政の排除に繋がり、行政の透明性・効率性が向上</p> <p>◆<u>国家予算 1000 億円削減、社会経済効果 1.5 兆円</u></p>
<p>日本</p> <p>・人口 1 億 2 千万人 ・ネット普及率 69% ・国連ランキング 11 位</p>	<p>◆IT 戦略本部にて政策を立案</p> <p>◆IT 新改革戦略にて「<u>世界一便利で効率的な電子行政</u>」を目指し、<u>国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上を目標とする</u></p> <p>◆民間有識者による評価専門調査会が進捗評価</p> <p>◆行政手続オンライン化関係三法(2002 年制定)</p>	<p>◆国民IDなし ⇒個別行政サービスにて独自番号付与</p> <p>・住民票コード ・基礎年金番号 ・(健康保険)被保険者記号番号 ・旅券番号</p> <p>◆企業 ID なし ⇒個別サービスにて付与。一意性なし</p> <p>・会社法人等番号(法務省) ・民間信用調査機関コード 等</p>	<p>◆国の行政手続きは 95%オンライン化済み ⇒利用率は約 20%と低迷</p>	<p>◆引越・退職手続きの先行的ワンストップ実証実験開始(2009 年度中)</p>	<p>◆新たなオンライン利用拡大行動計画や政府内部管理業務の抜本的効率化に本格的に着手(2008 年度)</p> <p>◆行政手続き進捗状況のリアルタイムの可視化なし</p> <p>◆行政による自己の個人情報へのアクセス履歴を電子的に確認する機能なし</p>